

[事案 20-64] 入院給付金請求

・平成 22 年 7 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

約款の定める「入院」に該当しないことを理由に、入院給付金・通院給付金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 13 年に入院特約付定期保険を締結していたが、平成 19 年と 20 年に下記のとおり計 3 回の入院および通院をしたので、入院給付金および通院給付金を請求したところ、いずれも約款に定める「入院」に該当しないという理由で、全く支払われない。

下記理由により、納得出来ないので、1 回当りの限度日数分の入院給付金・通院給付金を全額支払って欲しい。

(1) 入院 は、通勤途中の交通事故によるケガによるもので、病院で診断してもらい全治 2 週間と診断され、入院しても体調が良くならなかった。

労災認定され、自動車の保険、共済から給付を受けているのに、相手方会社だけから何故支払われないのか。

(2) シェーグレン症候群は、膠原病の一種で国が難病にしている病名で、専門医に診てもらい特定疾患の認定を受けている。

(3) 病院の先生が入院を認め入院したのに、何故、保険会社が不支払いとするのか理解できない。

< 入院・通院状況 >

第 1 回入院	平成 19 年 6 月から約 4 ヶ月
同 通院	通院 62 日 (実通院日数不明)
傷病名	頸部打撲、腰部打撲、胸部打撲、外傷性左肩関節周囲炎
第 2 回入院	平成 20 年 3 月から約 4 ヶ月
同 通院	実通院日数 46 日
傷病名	シェーグレン症候群に伴う関節炎、レイノー現象、肝機能障害併発
第 3 回入院	平成 20 年 10 月から約 2 ヶ月
同 通院	実通院日数 46 日
傷病名	シェーグレン症候群、頸椎症

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、申立人の第 1 回～3 回の入院とも、いずれも入院特約条項に規定する「入院」の定義に該当しないため、入院給付金、通院給付金の支払請求には応じることは出来ない。

(1) 第 1 回入院について

入手資料及び調査の結果、初診時のレントゲン検査の結果において、骨折などの所見はなく打撲であったこと、入院の 2 日後には外出をしており安静治療が必要な状態とは認められず、入院期間を通じて一般的に外来で行う理学療法の治療が繰り返されていたにすぎなかった。

(2) 第 2 回入院について

入手資料及び調査の結果、シェーグレン症候群の治療方法として全身性病変が生じ病状が不安定となり予後を大きく左右するような状態でなければ内服薬の投与による外来治療が一般的であるところ、申立人には腺外症状や内臓合併症は生じておらず、入院中も外出、外泊が許可され身の回りの生活に支障はなく、安静治療のための入院が必要とは認められなかった。

(3)第3回入院について

入手資料及び調査の結果、同医院ではシェーグレン症候群の治療は行われておらず、頸椎症の治療として外来でも可能な治療がなされたのみで、入院3日後から外出が許可され、その後も頻繁に外出外泊が繰り返され安静治療のための入院が必要とは認められなかった。

<裁定の概要>

申立書、答弁書等にもとづいて審理を行った結果、下記のとおり、いずれの入院もその必要性を認定するに足りる証拠はなく、これに加えて、いずれの入院もその症状との関係において極めて長期にわたっており、かかる事実は入院当初における入院の必要性の存在自体を疑わせる間接事実となる。

また、入院給付金の請求権を認定できない以上、入院特約条項にて認められる入院を前提とする通院給付金の請求権は認められない。

よって、本件申立内容は認めることが出来ないため、相談所規程第44条にもとづき裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1)本件保険契約の入院特約条項において、「入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。」と規定され、入院給付金の請求をするためには、単に入院の事実が存在するのみでは足りず、入院の必要性が客観的に存在することが必要であり、この必要性は、主治医の指示又は同意の存在のみでは足りず客観的に判断しなければならない。

(2)下記のとおり、入院 ~ とも、その必要性を認定するに足りる証拠はない。

<入院 について>

- ・交通事故により頸部等の打撲を受傷したもののだが、記録上では受傷直後において単純レントゲン検査をするも異常所見は記載されておらず、他に特段の検査をした事実も判明しないから、入院の必要性を認めることはできない。
- ・もちろん、特段の事情があれば入院の必要性を認められる場合もあるが、提出された証拠からは入院の必要性を認定できる特段の事情も明らかではなく、また、申立人は当審査会からのカルテの提出要請にも応じていない。
- ・よって、 の入院については、入院の必要性の存在に関する事実の証明がないので、入院給付金の請求は認められない。

<入院 ・ について>

- ・シェーグレン症候群という治癒が困難という意味での難病であることは事実だが、入院中の治療は投薬、理学療法、安静加療のみで、特に入院をしなければならない治療を施したのではない。
- ・一般的にシェーグレン症候群は、腎障害や、全身の重篤な臓器障害を合併しなければ、通常は入院をしなければならない治療はないとされており、本件において特に入院を必要とするべき事情の存在は証拠上認められない。